

「戸田マラソン in 彩湖 2026」 試供品提供協賛基準

1 目 的

この基準は、戸田マラソン in 彩湖 2026（以下「大会」という。）試供品提供協賛の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 提供の範囲

提供できる広告物は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 大会の公共性、中立性又はその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) その他広告として提供することが妥当でないと戸田マラソン大会実行委員会会長（以下「会長」という。）が認めるもの

3 実施方法

完走者に対して、ゴール付近に設置のテントで物品の配布を行う。

4 広告物の内容及び広告主の責任

提供する物品のデザイン、内容及び安全性に関する責任は、協賛者が負うものとする。また、物品の作成及び搬入等に関する経費は、協賛者の負担とする。

5 募集期間

本基準の施行日から令和 8 年 10 月 23 日までとする。

6 規格

完走者に手渡しで配付するため、過度に重量物および大型ではないもの（片手で持ち運べる程度の大きさ・重さ）とする。また、内容物や用途が容易に判別できない物品については、包装等に内容（食品の場合は原材料・成分等）及び用途を記載すること。

7 協賛金

協賛金は、配布する 1 商品（複数の物品が 1 つの包装にまとめられている場合は、その一まとまりを 1 商品とする）につき、10 万円とする。ただし、特別協賛企業等については無料とする。

8 その他

- (1) 広告物は、実行委員会の承認を得るものとする。
- (2) テント 1 張りおよび配布に係る人員は実行委員会にて準備する。
- (3) この基準に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この基準は、令和 8 年 10 月 7 日から施行する。